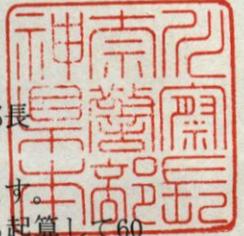


行政文書公開拒否決定通知書

平成25年9月19日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成25年7月26日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。
なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	先に請求・交付済みの横浜環状2号線上の超音波式車両感知器の取扱説明書（メーカー名、証書番号がわかるもの）。
公開を拒む理由	神奈川県行政手続条例第7条該当（理由） ・ 公開請求に係る文書は、平成12年4月1日以前に取得した文書であり、神奈川県情報公開条例附則第5条に規定する条例の適用を受ける行政文書には該当しないため請求を却下します。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課室	交通部 交通規制課 電話番号 045-211-1212 内線 5187

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。